

令和 7 年度第 1 回犬山市地域福祉推進委員会会議録要旨

1 附属機関の名称

犬山市地域福祉推進委員会

2 開催日時

令和 7 年 8 月 2 8 日（木） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 15 分まで

3 開催場所

犬山市役所 4 階 4 0 1 会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 長岩 嘉文、関谷 みのぶ、押谷 重昭、武藤 裕一朗、栗原 正寛、
木村 敏夫、高木 友徳、緒方 未輝子、谷 繁祐樹、伊藤 文秋、
松本 里美
(11 名出席、梅村 淳、森岡 万朱衣 欠席)

- (2) 執行機関 前田健康福祉部長、山本福祉課長、北川福祉課長補佐、
阪下福祉課統括主査、田原福祉課主査、河合健康福祉部再任用職員

5 議題

1. 開会
2. あいさつ
3. 委員自己紹介
4. 協議事項

- (1) 犬山市地域福祉推進委員会委員長選出について
- (2) 犬山市地域福祉計画の中間評価方法案について
- (3) 令和 7 年度地域福祉推進委員会スケジュール案について

5. その他 情報共有

6 傍聴人の数 1 人

健康福祉部長

(あいさつ)

4月から健康福祉部長を拝命した前田です。委嘱を6月末に行い、2か月遅れの委員会となりましたが、3年間よろしくお願いします。

委員の皆様特にお願いしたいことは次の二つです。

① 計画の評価をすること

② 計画の終期を見据えた方向性を示すこと

福祉は多岐にわたりますが、市の福祉の方向性を、それぞれの専門の見識から、ご意見がいただければと思いますので、よろしくお願いします。

- ・委員自己紹介
- ・事務局自己紹介
- ・資料確認

<議事>

事務局

協議事項(1) 犬山市地域福祉推進委員会委員長選出について

犬山市地域福祉推進委員会規則の第3条第2項の規定に、委員長は委員の互選によって決定するということになっていますが、いかがでしょうか。

木村委員

第1期、犬山市地域福祉推進委員会の委員長を務められた長岩委員を推薦します。

事務局

木村委員より長岩委員を委員長にと推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

(一同拍手、異議なし)

事務局

長岩委員に委員長をお願いします。同規則の第3条第4項の規定に委員長の指名する委員が職務を代理することになっています。委員長より指名をお願いします。

長岩委員長

職務代行委員に関谷委員を指名します。

(一同拍手、異議なし)

長岩委員長

(就任挨拶)

第1期の地域福祉計画の策定に関わったことから、引き続き委員長を務めさせてもらいます。

この計画は、範囲が広く、個々の福祉計画を横断した上位計画に当たり

ます。市でも福祉課だけでは網羅できない非常に広い内容となっています。新しい委員の方もいらっしゃるので、それぞれ専門の立場で、幅広い見識から意見をいただければと思います。

地域福祉の点から、今年の12月は、民生委員改選の年ではありますが、人員の確保が懸念されています。民生委員は地域福祉の担い手としての役割も大きいので、うまく改選・交代ができれば良いと思います。

これから、皆さんよろしくお願いします。

会議に先立ち、議事録署名者に 関谷、押谷両委員を指名します。

それでは、協議事項2計画の中間評価方法案について、事務局より説明をお願いします。

【福祉計画の確認】

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、支え合いの仕組みをつくること。

人口減少や少子高齢化といった社会の情勢の変化により、対象者別や目的別の支援や施策では対応が難しくなったため、対象を横断して包括して支援をする地域共生社会の実現が必要であり、市町村は地域福祉計画を策定する（努力義務）となっている。

行政や支援機関の支援だけでなく、地域の人々の支えとともに社会をつくりあげる。

地域福祉計画は理念計画で、障害者や高齢者といった様々な個別の福祉計画の上位計画に位置付けられている。

計画期間令和5年から令和9年の5年間、中間の令和7年度に中間評価を行う。

基本理念「つながり支え合い地域で高めよう“わ”の力」とし、計画はタウンミーティング、アンケート調査、シンポジウム、本委員会により策定。目標は「人づくり」「場づくり」「しくみづくり」「つながりづくり」の4分野に分かれており、目標に各課の施策がぶらさがっている。

中間評価では各目標について全庁的に評価を実施する。

【中間評価案について】

令和5年度第1回の委員会にて進行管理と評価について協議している。

進行管理は毎年、自己評価シート作成により実施。

評価は中間年（令和7度）、最終年（令和9年度）に実施。

各施策担当課で検証シートを作成し、連携会議で検証、地域福祉推進委員会にて意見聴取する。

中間評価は、機構改革や施策の変更もあることから、2年半経過した現時点での状況を計画に落とし込むことを目的に検証シートを作成。

計画施策検証は4つの評価項目を行う。

①評価は令和7年9月末時点での評価を4段階評で実施。毎年度実施している進行管理における自己評価とは異なる指標での評価となる。

②③今後について、検証し、検証理由を記載する。

④内容（修正後）は今後の施策内容を記載する。令和5年度時点では検証し「方向性」を検証することとしているが、方向性ではなく計画の内容を修正するよう各課へ依頼する。

長岩委員長

この計画は、5か年計画で、毎年進行管理をするとともに、それとは別に評価を行うこととなっています。評価には中間と最終があることから、今年度と9年度が評価の年ということですが、説明に対し質問や確認があればお願いします。

関谷委員

3点お話しさせていただきます。

1点目は、④の施策検証シートの最後が「方向性」となっていますが、これを「内容の修正」としたという事務局提案について、それで良いと思います。

2点目は、資料3の②検証について、「拡充」「継続」「一部修正」「廃止」となっていますが、修正にも「上方」「下方」とあるし、廃止にしても、いろいろな廃止がある。この表記では分かりにくいと思いますので、担当課が記載する際に、見る側に分かりやすくなるようにしてほしいです。

3点目は、検証方法について、上位計画である「犬山市総合計画」とも合わせていくと、市全体としてのまとまりが出てくるのではないかと思います。

長岩委員長

事務局、どうですか。

事務局

1点目は、関谷委員のご意見のと通りの意図である。3点目についても、総合計画の検証方法なども参考にしていきたい。

長岩委員長

それぞれ、こうした「根拠」を明瞭に表現できるようにするとよいと思います。担当課にそうした書き方の説明も、よろしくお願ひしたい。

他に質問ありますか。

（質疑なし）

長岩委員長

ないようですので、協議事項3犬山市地域福祉推進委員会のスケジュール案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

【地域福祉推進委員会及び中間評価のスケジュール】

長岩委員長

- ・地域福祉計画は9月中に施策担当課に評価を依頼、10月中に連携会議の検証を行う。併せて事務局にて修正計画案を作成。
- ・本委員会の第2回で中間評価結果及び修正後計画案を協議、日時は11月27日（木）14時からを予定。
- ・包含計画（重層的支援体制整備事業計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画）は11月から12月に施策担当課に評価を依頼、12月中に連携会議で検証を行う。
- ・本委員会の第3回で中間評価案と包含計画中間評価結果を協議、日時は令和8年1月下旬から2月上旬を予定。
- ・3月に中間評価を公表。

質問や確認はありませんか。

（質疑なし）

長岩委員長

今日の協議事項は終了しましたが、せっかく多くの機関の方にお集まりいただいているので、地域福祉推進に関連でもそれ以外でもよいので、情報共有の機会を設けたいと思います。木村委員、どうですか。

木村委員

障害児の分野は、幅が広い。障害者についても、就労や地域への定着、親亡き後の支援などの課題がある。何より、こうした福祉分野についての人材が集まらない。現場では、やはり課題が多い。

栗原委員

高齢者福祉分野においても、ここ数年来、担い手、人材確保が難しい。多機関の連携が大切ではあるのだが、どこも自分の施設運営で精いっぱい、余裕がなく、そこまで手が回らないのが現実である。

武藤委員

地域福祉の中心的な担い手と自覚している。そのため、今年度の目標として

- ① 地域とのつながりの強化（6地区担当制）
 - ② ボランティアセンター機能の強化（待ちの姿勢からの脱却）
 - ③ 運営体制の強化（若年層3名採用、待遇改善、職員の意識改革）
- に取り組んでいる。

長岩委員長

地域のため、よろしくお願ひしたい。質問ですが、6地区は新たに設定したものか。

武藤委員

民生委員児童委員協議会と同じである。

押谷委員

民生委員の改選年度であるが、なり手不足が深刻な課題となっている。

関谷委員

先回の改選時でも、全国で 15,000 人が不足しており、現在、犬山市でも、20 人以上が決まっていない状況。75 歳定年制を廃止したが、就業年齢もどんどん上がってきており、70 代でも働いている人も多い。

現状は定例会等会議が多く、「会議が無ければ引き受けてもよい」という人もいるため、改革が必要かと考えている。民生委員にとって励みになるので、行政が現場を見に来てくれる機会が増えると良いと思う。

高木委員

保育人材の育成を仕事としているが、保育や教育方面への希望者が少なくなっている。こうした分野の魅力を感じてもらうことが大切である。

また、これまで「当たり前」とされてきた方法からの脱却が必要となっていており、これまでの「助ける」「助けられる」という二元的な関係性でなく、お互いが「助け・助けられる」という関係性のある社会の実現が求められていると感じている。

長岩委員長

全体的に「アウトリーチ」が少ないと感じている。結ファミリークリニックのように在宅訪問でアウトリーチを積極的にやっているところもあるが、不登校や引きこもりの支援、その他の分野でも「アウトリーチ」が少ない。

子どもたちを見ている、小さい頃は分け隔てが無いのに、学校に上がると特別支援学級など、反対に「分離」が進み、差別を助長している面もあるのではないかな。

やはり、健康や福祉、ノーマライゼーションなど、「分け隔てなく」が普通であるように、教育が大事と思う。

事務局

就学前の支援状況を学校に発信している事例がある。先ほどの社協のように担当を決めて、地域に入っている事例紹介もあった。市全体のアウトリーチの状況はどうか。

緒方委員

高齢者や障害、生活困窮など、包括的相談支援事業のそれぞれのケースの中で、アウトリーチを実施している。精神的な病気と思われる方が、本人に病気の自覚がないことが多く、そういう方に対する支援をしたケースがある。また、行政と民生委員と一緒に訪問して、事態が改善したケースもある。

谷委員

病院にも多くの学生が実習に来るが、実際の職場になかなか定着しない。精神医療分野でも担い手不足はやはり課題。

定着しない理由の一つとして、支援者自体の孤立が問題であると感じている。困難なケースも増えており、改善になかなか繋がらない、そうした中でも継続して訪問し続けることは大変な作業、労力となっている。今後は「支援者を支援していくしくみ」も大切と思う。

伊藤委員

P T Aや学校運営協議会をやっているということで、この委員会に参加させていただいている。

今の教育現場は、子どもたちが困っていることについて、発信しにくい環境になっていると思う。子どもたちは信号の出し方が分からず、先生方は手の差し伸べ方が分からない。

日本人は、スポーツ会場でのごみ拾いなど、人のために何かをする美徳がある。人のために何かをするというマインドを子どもたちから醸成していくことが大切ではないかと感じている。

長岩委員長

人のために何かをするという先ほどの話から、昔から学校で道徳の時間があるが、そのようなことは学校より家庭で覚えてきたように思う。ただし、核家族化などで家庭に余裕がない。

会社経営の分野でも法律ができて、経営者へのマニュアルの義務化が法制化されている一方で、最低賃金が上がっているが、実質賃金は下落しているなど、皆、心の余裕がないのが現状である。

松本委員

成り手不足や人を育てることについてご意見がありました。本計画でも、施策の展開の基本目標の一番に「人づくり」が掲げられている。これからの中間評価で見ていきましょう。

長岩委員長

楽田地区は外国人が多く、外国人の子どもたちのための生活や教育支援の活動をしている。最近、外国人だけでなく、虐待やネグレクトなど、生活に困窮する日本人の子ども達も加わってきている。

そんな中で、子ども達はお互い、良い距離感をもって、上手くやっていると感じている。むしろ、大人の方がステレオタイプのようなことを言っていて、改めて、子ども達に教えられている。

我々も、こうした子どもたちのため、「繋げる方法」を学び、きれいごとかもしれないが、外国人も日本人も分け隔てのない社会を目指したいと思う。

事務局

委員の皆様、ありがとうございました。

本日の議題は終わりなので、事務局にお返しします。

委員長ありがとうございました。

次回は令和7年11月27日(木) 午後2時からの開催となりますので、よろしくお願いします。

【委員会終了】

令和7年度第1回犬山市地域福祉推進委員会 次第

日時：令和7年8月28日（木）

午後1時30分から午後3時まで

場所：犬山市役所 4階401会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 委員の自己紹介

4. 協議事項

（1）犬山市地域福祉推進委員会委員長選出について

（2）犬山市地域福祉計画の中間評価方法案について（資料1～資料3）

（3）令和7年度地域福祉推進委員会スケジュール案について（資料4）

5. その他

情報共有

資料（6点）

①犬山市地域福祉推進委員会委員名簿

②犬山市地域福祉推進委員会規則

③（資料1）第1次犬山市地域福祉計画「概要版」

④（資料2）第1次犬山市地域福祉計画の進行管理と評価について

⑤（資料3）犬山市地域福祉計画の中間評価方法案について

⑥（資料4）令和7年度地域福祉推進委員会スケジュール案について

第1次 犬山市地域福祉計画

概要版

犬山市重層的支援体制整備事業計画
犬山市成年後見制度利用促進基本計画
犬山市再犯防止推進計画
犬山市地域福祉活動計画
(犬山市社会福祉協議会策定)

つながり
支え合い
地域で
“わ”の
力



令和5年3月
犬山市

犬山市地域福祉計画



地域福祉とは

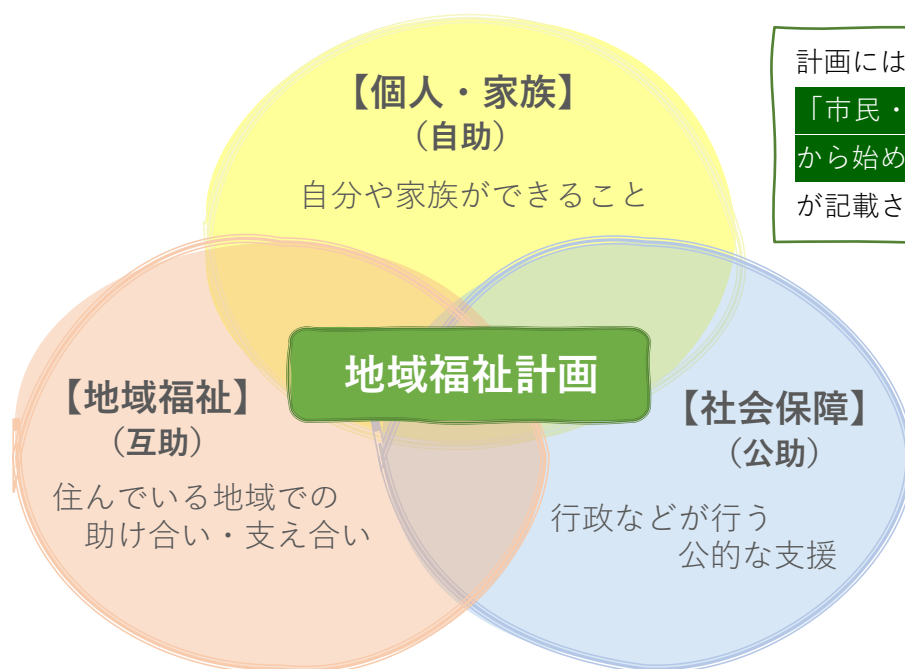
地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに気兼ねなく助けられたり助けたりする関係と、**支え合いの仕組み**をつくっていくことです。

地域 = 大きな家族！



計画の役割

地域福祉を推進するために「目指す姿」を示す理念計画です。
高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など各福祉分野に共通する事項を定める「**上位計画**」です。



計画には、
「市民・地域はこんなこと
から始めてみよう！」
が記載されています！

計画の期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年計画です。

計画の進行管理と評価

計画期間の中間年度と
最終年度に評価を行います。

計画は、定期的に調査・検証し、活動内容の改善を図ります。
また、社会情勢や制度改正などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

つながり 支え合い 地域で高めよう "わ"の力
～誰もがいきいきと健やかに暮らすことができるまちを目指して～

目 標

施 策

基本目標Ⅰ 人づくり

福祉の心を育み、地域福祉活動に参加する人をつくります。

- ① 福祉への理解・啓発活動を推進します。
- ② 生きがいや介護予防・健康づくりを推進します。
- ③ 地域福祉の担い手の育成・確保を推進します。
- ④ ボランティア意識を醸成し、地域福祉活動を支援します。

基本目標Ⅱ 場づくり

人と人がつながるきっかけづくりのために、地域で交流する機会の創出や拠点づくりを支援します。

- ① 地域ニーズの把握と地域資源の創出及び活動の継続を促進します。
- ② 多世代・多文化交流や障害者の居場所づくりを支援します。
- ③ 参加の機会や働く場を広げ、社会活動を促進します。
- ④ 社会福祉法人や企業、教育機関などの地域貢献を促進します。

基本目標Ⅲ しきみづくり

暮らしの環境整備や各分野の福祉サービスの充実とあわせて、必要な人に必要な支援を繋ぐために、権利擁護の体制を整えます。

- ① 安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。
- ② 福祉サービスの充実と適切な利用を推進します。
- ③ 権利擁護の体制を整えて尊厳を守ります。
- ④ 成年後見制度の利用を促進します。

基本目標Ⅳ つながりづくり

地域共生社会の実現を目指し、複雑化・複合化する地域生活課題に対応するために、包括的な支援体制を整備します。

- ① 世代や属性を超えた包括的な相談支援体制を整えます。
- ② 多機関協働による支援体制を整えます。
- ③ アウトリーチなどを通じた継続的な支援体制を整えます。
- ④ 地域資源を活用し、支援が必要な人と地域とのつながりをつくります。

犬山市重層的支援体制整備事業計画



現状と課題

地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、困りごとを抱えながらも相談する相手がなく、制度の谷間で孤立してしまい、「生きづらさ」を感じている人が増えています。

一方で、行政をはじめとする支援機関の相談体制は縦割りで、支援する側にも「支援のしづらさ」がありました。



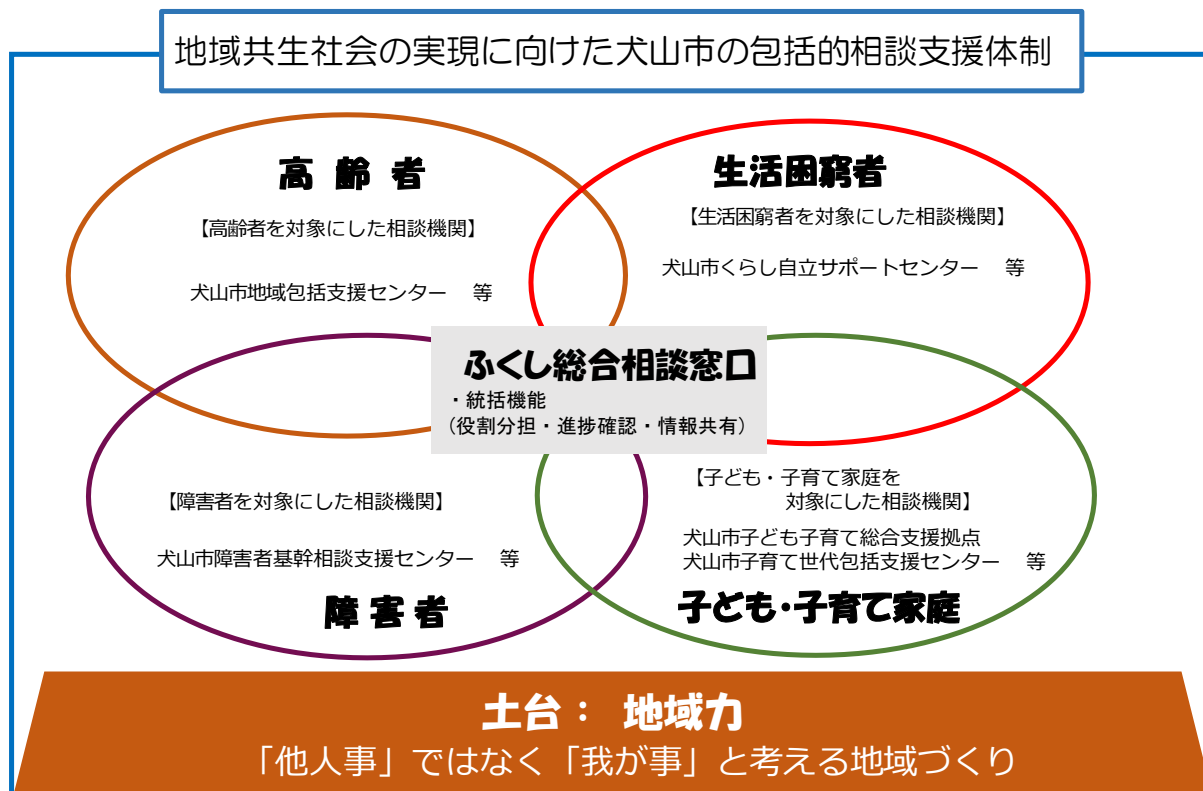
世代や属性を超えた支援体制の構築が課題

各事業の概要

「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することをおして継続的な伴走支援や多機関協働による支援を提供します。

事業名	事業内容
包括的相談支援事業	○属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めます
参加支援事業	○社会とのつながりをつくるための支援を行います ○利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくれます ○本人への定着支援と受け入れ先の支援を行います
地域づくり事業	○世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します ○交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートします ○地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	○支援が届いていない人に支援を届けます ○会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます ○本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置きます
多機関協働事業	○市全体で包括的な相談支援体制を構築します ○重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たします ○支援関係機関の役割分担を図ります

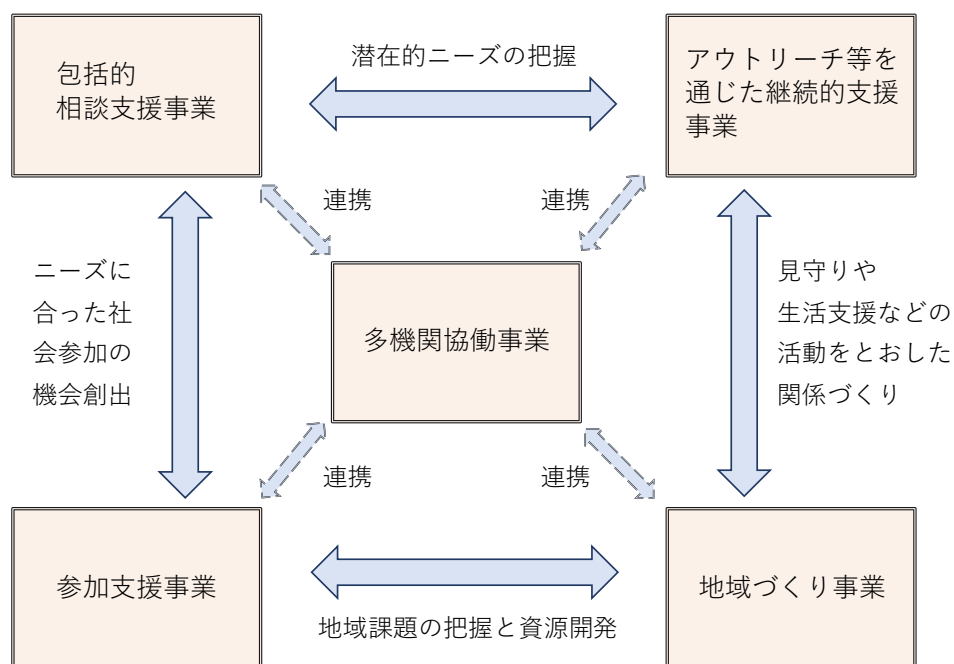
包括的な相談支援体制のイメージ図



重層的支援体制整備事業の全体像

基本方針

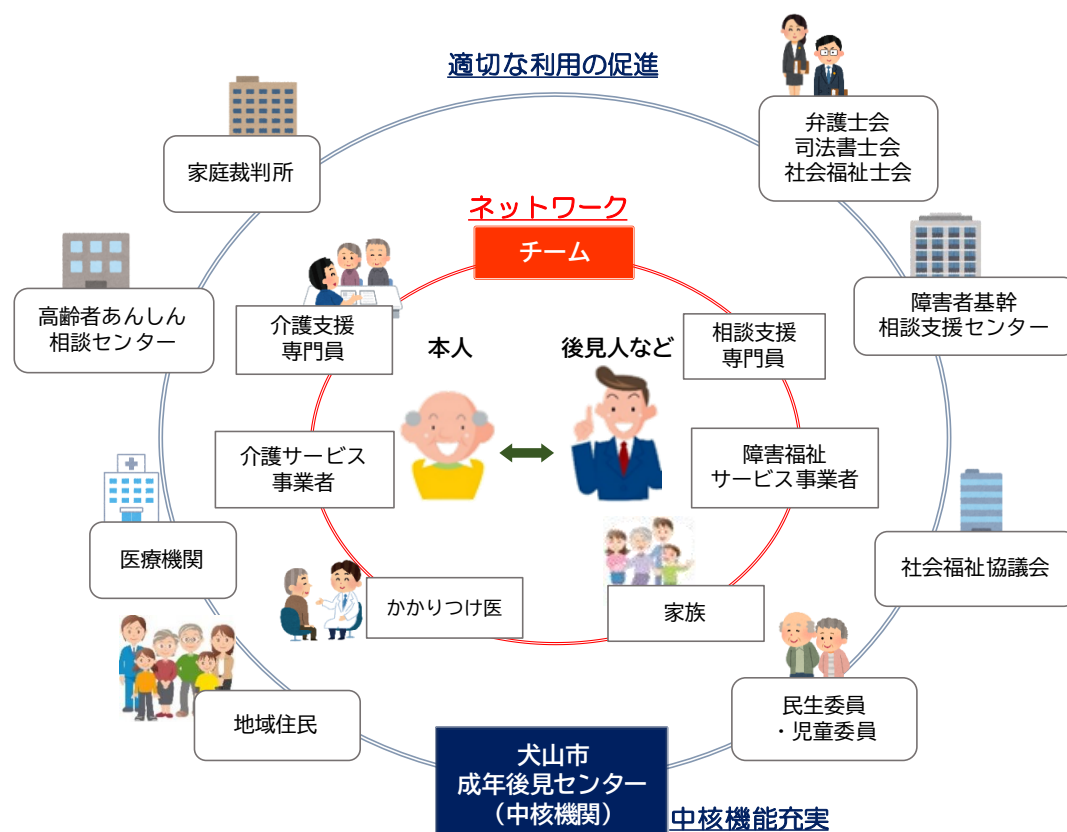
- 早期的な対応
- 包括的な支援
- 信頼関係を基盤とした継続的な支援
- 本人を中心とし、本人の力を引き出す観点
- 地域住民のつながり関係性づくり



犬山市成年後見制度利用促進基本計画

権利擁護支援が必要な人の意思が尊重され、必要な人が適切に制度を利用できるよう、多様な主体が関わる仕組みとして「**地域連携ネットワーク**」を構築します。

また、「地域連携ネットワーク」構築に関するコーディネート機能は、**中核機関**が担います。



犬山市再犯防止推進計画

犯罪や非行をした人が孤立することなく、円滑に地域社会に復帰できるよう支援することで、再犯者数の減少を目指すとともに、犯罪による被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会を目指し、保護司や刑事司法関係機関などと連携して取り組みを推進します。

犬山市地域福祉活動計画（犬山市社会福祉協議会策定）

地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動を定めるとともに、地域福祉計画の基本理念と基本目標を共有して取り組むことで、より実現性の高い計画になっています。

つながり支え合う地域社会へ



社会経済情勢が目まぐるしく変わり、これまでの社会保障制度では解決できない生活課題が増えている昨今ですが、**私たちが「地域で暮らす」という営みは変わりません。**

国が掲げる「地域共生社会」の実現に向けて、本市に住む誰もが住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らし続けられるまちを目指すには、公的サービスの充実だけでなく地域の多様な主体がつながって参画する「地域力の強化」が必要です。

今回策定する計画は、**市民や地域の様々な団体と行政が一丸となって地域福祉を推進する**ための羅針盤となるよう、市民や地域の様々な団体からいただいた意見を反映させています。

一人ひとりが思い描く「未来の犬山市の姿」を実現するために、できることはどんなことでしょうか。**計画を完成させるのは、地域を良くしたいと願う一人ひとりの未来の本市への思い**です。

計画の策定は、ゴールではなくスタートです。私たち一人ひとりが地域でつながり合うきっかけとなるよう、計画を推進していきます。

「未来の犬山市の姿」を
思い描いてみましょう！



計画策定の過程



タウンミーティング
8/20.28

みんなで一緒に
つくりました！

私ができること(自助)
一緒にできること(互助)
(仲間、地域、行政等...)



地域福祉シンポジウム
12/4



地域福祉推進委員会（答申）
2/10



タウンミーティング



犬山市公式 YouTube「ONE CHAN」



地域福祉シンポジウム

犬山市地域福祉計画
犬山市重層の支援体制整備事業計画
犬山市成年後見制度利用促進基本計画
犬山市再犯防止推進計画

発行：犬山市健康福祉部福祉課
犬山市大字犬山字東畑 36 番地
電話 0568-44-0319
FAX 0568-44-0364
Eメール 030100@city.inuyama.lg.jp

犬山市地域福祉活動計画
(犬山市社会福祉協議会策定)

社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
犬山市松本町四丁目 21 番地
電話 0568-62-2508
FAX 0568-62-9923
Eメール iihukusi@ald.mmtr.or.jp

発行年月：令和 5（2023）年 3 月
計画期間：令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度

計画全体版
(市ホームページ)



第 1 次犬山市地域福祉計画の進行管理と評価について

(令和5年度第1回犬山市地域福祉推進委員会資料)

1. 目的

第 1 次犬山市地域福祉計画(以下「計画」という。)に基づき実施する各施策について、行政・地域団体・市民が計画の趣旨や基本理念を十分認識し、推進していく事を目的に、計画に記載されている各施策の年次の進行管理を行うとともに、中間年度及び最終年度に評価・検証を行うことで計画の見直しや改善につなげる。

2. 進行管理と評価の体制

(1) 進行管理について

①各施策の担当課が実施する自己評価と連携会議による検証(自己評価シート)

毎年 8 月頃に各施策の担当課に自己評価してもらい、連携会議(施策担当課の管理職を招集予定)で結果について検証する。

②犬山市地域福祉推進委員会での意見聴取

連携会議による検証結果について、犬山市地域福祉推進委員会での意見聴取する。

(2) 評価について

①各施策の担当課が実施する自己評価と連携会議による進行管理(自己評価シート・施策検証シート)

計画の中間年度(R7(2025))年度と最終年度(R9(2027))年度に計画初年度または中間評価年度から当該年度までの進行状況について、自己評価シート及び施策検証シートを作成し、連携会議で検証する。

②市民アンケート調査などによる評価

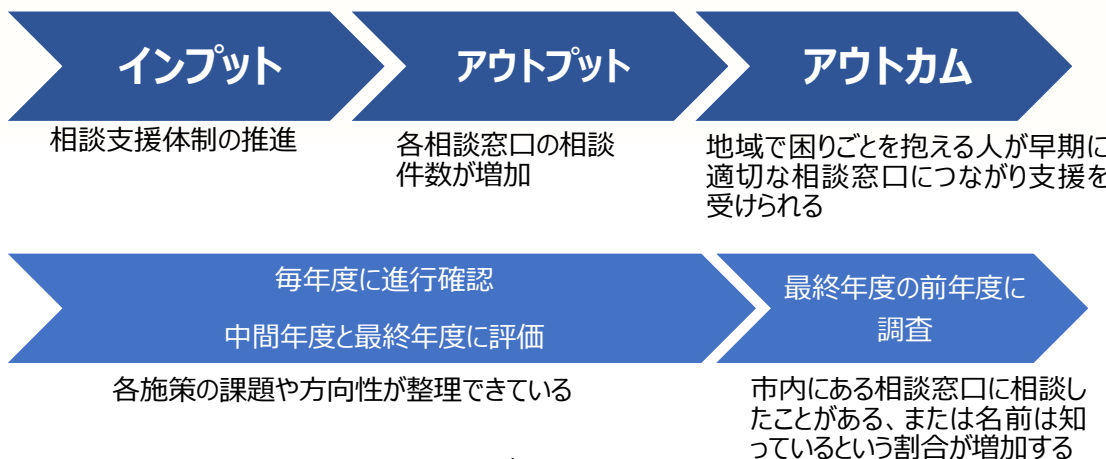
計画の最終年度(R9(2027))年度の前年度(R8(2026))年度に市民アンケート調査や関係団体へのヒアリング調査を実施し、各施策の実施結果が市民の意識や主体性、地域活動の広がりなどにどのような変化がみられたかを検証・分析する。

③犬山市地域福祉推進委員会での意見聴取

連携会議による検証結果について、犬山市地域福祉推進委員会での意見聴取する。

(例) 基本目標Ⅳつながりづくり

基本施策①世代や属性を超えた包括的な相談支援体制を整えます



(3) 施策担当課の自己評価について

①現状把握シートイメージ図 ※施策担当課が令和5年度のみ

施策	内容		担当課
	R4 年度の課題	今年度以降の方向性	
相談支援体制の推進	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。		福祉課※
	各施策担当課が記載する		

②評価基準 ※犬山市事業評価シート評価基準に準拠

評価基準	評価
具体的な改善を実施済み。又は、総見直し・総点検を実施したが課題や改善点はない。	4
総見直し・総点検を実施し、課題は明確となり改善策を検討中。又は、改善は翌年度に実施。	3
総見直し・総点検を実施中。又は、内部管理事務である。	2
総見直し・総点検を実施していない。	1

③自己評価シートイメージ図 ※施策担当課が毎年度作成

施策	内容		担当課
	担当課の自己評価		
	①取組内容②課題③次年度以降の方向性		
相談支援体制の推進	各相談窓口が連携し、継続した計画的な支援を実施するため、関係機関が連携した相談支援体制を推進します。また、障害のある人自身のニーズや適性に合った支援を実施するため、各相談の活用を図ります。		福祉課※
	自己評価（ ）		
	① ② ③ 相談件数 件	各施策担当課が記載する	

④施策検証シートイメージ図※施策担当課が毎年度作成

基本目標Ⅳつながりづくり

基本施策	施策（自己評価）	R5	R6	R7	R8	R9	検証	方向性
①世代や属性を超えた包括的な相談支援体制を整えます	相談支援体制の推進							
	（再掲）高齢者の見守り支援体制の充実							
	（再掲）要保護児童対策の充実							

該当施策部分について、各施策担当課が記載する
※（再掲）は初回に記載されたものを転記する

⑤アウトカム指標イメージ図 ※計画最終年度の前年度にアンケート調査結果を反映して作成

区分	質問内容	R4 年度	R8 年度	結果
一般市民	あなたは、「福祉」に関心がありますか	75.5%		
	あなたは、安心して暮らせる地域社会を実現するために、近隣住民同士の助け合いが必要だと思いますか（30代）	30.8%		
	あなたは、市内にある以下の相談窓口を知っていますか（子ども家庭総合支援拠点）			

R8 年度に実施した結果を記載し、5 年間の増減を結果に記載する

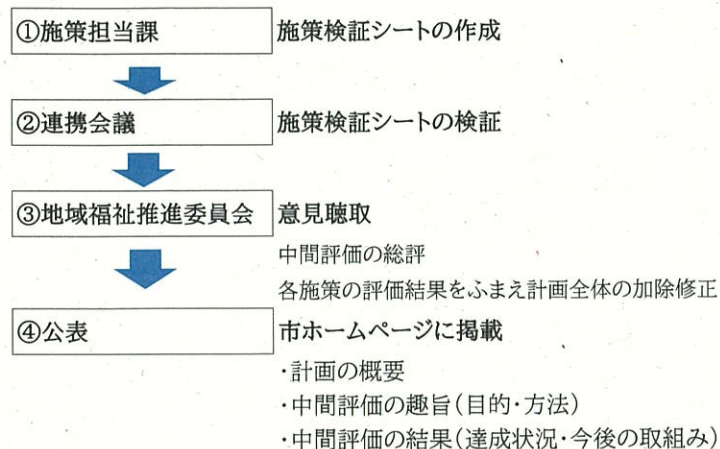
⑥進行管理と評価のスケジュール（案）

令和 5 年度	現状把握の実施 ① 施策担当課:現状把握シートの作成(令和 6 年 1 月頃まで) ② 犬山市地域福祉推進委員会への報告(2 月 20 日)
令和 6 年度	進行管理の実施 ① 施策担当課:自己評価シートの作成 ② 連携会議:自己評価シートに基づく検証 ③ 犬山市地域福祉推進委員会での意見聴取
令和7年度	中間評価の実施 ① 施策担当課:自己評価シート、施策検証シートの作成 ② 連携会議:施策検証シートに基づく検証 ③ 犬山市地域福祉推進委員会での意見聴取
令和 8 年度	進行管理の実施 ① 施策担当課:自己評価シートの作成 ② 犬山市地域福祉推進委員会での意見聴取 アンケート調査の実施 ① 福祉課:アンケート調査の集計分析 ② 犬山市地域福祉推進委員会での意見聴取
令和 9 年度	進行管理の実施 ① 施策担当課:自己評価シートの作成 ② 連携会議:自己評価シートに基づく検証 ③ 犬山市地域福祉推進委員会での意見聴取

犬山市地域福祉計画の中間評価方法(案)

資料 3

(1)評価の流れ



(2)施策担当課による検証方法

- (例) 基本目標Ⅰ 人づくり
①福祉への理解・啓発活動を推進します。

現在の計画			検証内容			
施策	内容	担当課	①評価	②検証	③検証理由	④内容(修正後)
福祉教育の推進	障害や障害のある人に対する理解を深め、社会福祉や活動への関心を高めるため、体験を通して学習する福祉教育を推進します。また、幼少期から日常的に健常児と障害児がふれあう機会を設け、互いの成長を支援するとともに障害に対する理解を促進します。	福祉課 (修正) 障害者支援課	4	継続	R6.3月に制定した犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例において、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供を施策の推進方針とした。	障害や障害のある人に対する理解を深め、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及及び利用促進を図り、社会福祉や活動への関心を高めるため、体験を通して学習する福祉教育を推進します。また、幼少期から日常的に健常児と障害児がふれあう機会を設け、互いの成長を支援するとともに障害に対する理解を促進します。

①評価	2年半経過後の内容について、各課で評価(令和7年9月末現在) 「4:できている」「3:概ねできている」「2:あまりできていない」「1:できていない」
②検証	中間評価を含め今後についての検証結果 「拡充」「継続」「一部修正」「廃止」
③検証理由	②の検証結果を判断した理由
④内容 (修正後)	今後の施策内容
⑤新規	新たな施策がある場合は追加

令和7年度犬山市地域福祉推進委員会スケジュール(案)

資料4

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施策担当課				自己評価・ 施策検証		包含計画中間評価				
連携会議				施策検証		施策検証				
地域福祉推進委員会	○ 委嘱				修正計画案		中間評価案			○ 中間評価公表
			★委員会(8/28)			★委員会			★委員会	

(1)第1回地域福祉推進委員会

- 日時 令和7年8月28日(木) 午後1時30分から午後3時まで
- 協議事項 ①委員長選出
②中間評価方法について
③令和7年度地域福祉推進委員会のスケジュールについて

(2)第2回地域福祉推進委員会

- 日時 令和7年11月下旬から12月上旬
- 協議事項 ①各課施策中間評価結果について
②修正後計画案について

(3)第3回地域福祉推進委員会

- 日時 令和8年1月下旬から2月上旬
- 協議事項 ①中間評価公表案について
②包含計画中間評価結果について